

令和8年度 県土整備部建設工事における 総合評価方式の運用ガイドラインの改定について

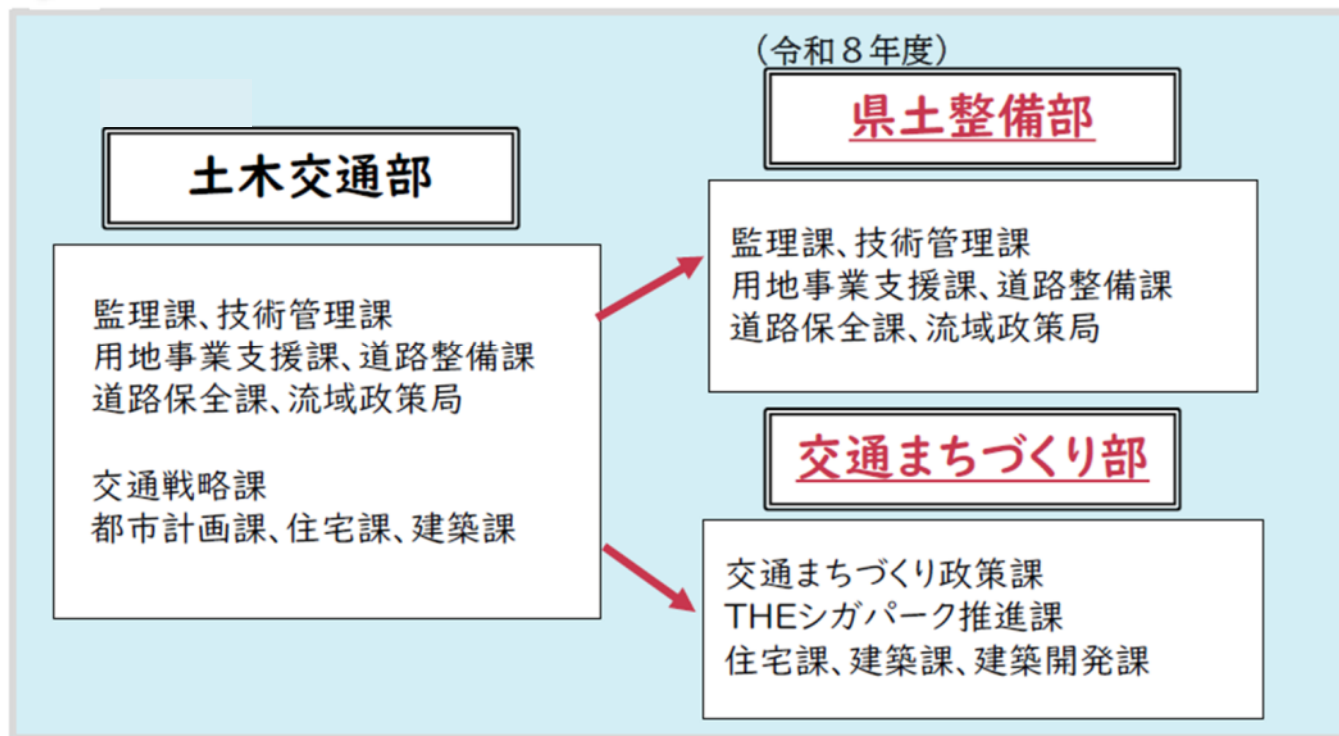
滋賀県 県土整備部 技術管理課

令和8年4月

次なる四半世紀に向けた端緒の年に ~2050年を見据え、できることから実行~

“暮らしの基盤づくり”にかかる組織力・実行力を高め、
人口減少社会にあっても、生活機能を持続させ、豊かで充実した暮らしを営むために

▶ 土木交通部を再編



県土整備

インフラの着実な整備と適切な維持管理のために

組織としての即応力・実行力を高め
県民の命と暮らしを守る

交通まちづくり

「交通」と「まちづくり」に一体的かつ重点的に取り組む

本県の強みを活かし、
持続的な発展が可能なまちづくりを推進

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

背景・課題と改定方針

● 公共工事の品質確保と技術力向上

これまで以上に、技術力や企業の創意工夫が適切に反映されるよう、「**評価細分化**」をする。これにより、価格以外の企業や技術者の技術力向上が正当に評価されるよう競争環境を整備、公共工事の品質確保を推進していく。

● 担い手確保への取組強化

建設産業の持続可能性を高めるため、各企業が行う「**担い手確保**」に関する評価項目を強化し、業界全体の労働環境改善や人材確保また育成への投資を後押しする。

総合評価方式の運用ガイドライン改定概要

1. 総合評価タイプ選定表の見直し

2. モデル工事の見直し

3. 評価項目の見直し

- ① 「配置予定技術者等の従事工事受賞歴」の追加
- ② 「i-Constructionへの取組」の強化
- ③ 「技能者の資格」の追加と細分化
- ④ 「主たる営業所の有無」の管外企業の自社施工を評価
- ⑤ 「若手・女性技術者の配置」の細分化
- ⑥ 「週休2日+aの取組」の適用範囲拡大

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

1. 適用タイプ選定表の見直し

「舗装以外工事」

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
30.2億以上 -27.2億円以上					
10億円以上			標準型		
5億円以上	簡易型				
3億円以上		簡易型			
2億円以上			簡易型		
1.4億円以上	※1 特別簡易型 II型A・B		特別簡易型 I型A・B		
8千万円以上	(価格競争選択可)				
3千万円以上	※2 価格競争		(Update)		
	I 基本	II やや難	III 難	IV 特に難	V 極めて難

(工事難易度)

工事難易度Ⅲ、3千万円以上8千万円未満の範囲を
価格競争から特別簡易型Ⅱ型へ見直す(総合評価範囲の拡大)

「舗装工事」

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
30.2億以上 -27.2億円以上					
5億円以上			標準型		
3億円以上	簡易型				
2億円以上			簡易型		
5千万円以上	特別簡易型 II型A・B		特別簡易型 I型A・B		
3千万円以上	※1 (価格競争 選択可)	特別簡易型 II型A	特別簡易型 I型A		
1千万円以上	※2 価格競争		特別簡易型 II型A (Update)		
	I 基本	II やや難	III 難	IV 特に難	V 極めて難

(工事難易度)

工事難易度Ⅲ、1千万円以上3千万円未満の範囲を
価格競争から特別簡易型Ⅱ型へ見直す(総合評価範囲の拡大)

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

2. モデル工事の見直し

モデル工事名称	趣旨・対象
地域の担い手育成型 継続	趣旨：地域の建設産業の活性化や地域の担い手育成・確保を目指す 対象：特別簡易型 I・II 型 A かつ難易度 I または II の工事の一部
受注機会促進型 継続	趣旨：各地域において建設産業の均衡の取れた発展を目指す 対象：特別簡易型 I・II 型 A かつ難易度 I または II の工事の一部
CO2削減取組 評価型 継続	趣旨：建設産業におけるCO2削減の取組を進める 対象：特別簡易型 I・II 型 A B で、土工量1,000m ³ 以上の 難易度 I および難易度 II の工事の一部
若手・女性技術者 チャレンジ型 継続	趣旨：若手・女性技術者の育成を進め、持続可能な建設業を目指す 対象：特別簡易型 I・II 型 A かつ難易度 I または II の工事の一部
週休2日 + α チャレンジ型 廃止	趣旨：建設産業の働き方改革を推進し、担い手の確保を目指す 対象：特別簡易型 I・II 型 A かつ難易度 I または II の工事の一部

↳ 通常の総合評価タイプへの適用範囲拡大

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

3. 評価項目の見直し

(1) 「配置予定技術者等の従事工事受賞歴」の追加 **【新規】**

「滋賀県優良工事表彰」における実績については企業の主観点数に含まれており、監理技術者等にもインセンティブを与えることで、さらなる技術研鑽や品質意識の向上、また技術者の待遇向上を促進する。

なお、評価の対象は以下のとおり。

- ①「滋賀県優良工事表彰」を受賞した工事において、その**工期すべて**に監理技術者等として従事した技術者
- ②受賞歴のある工事と当該工事の「**工事業種**」が同一であること
- ③有効期限は表彰式の日から**翌々年度末の公告まで**とする（**令和8年度表彰より**対象とする）

区 分（配置予定技術者等の表彰受賞実績）	評価点
受賞実績なし	0
奨励賞の受賞歴	0.1
優秀賞の受賞歴	0.3
知事賞の受賞歴	0.5

【参考】 滋賀県優良工事表彰

県および企業庁が発注する工事の優良工事を表彰することにより、工事施工者の工事意欲を高め、技術の向上と安全施工の促進を図るものです。

県および企業庁が発注した工事のうち、県内受注者によって前年度に完成した、当初請負額が5百万円以上の工事が対象です。

直近3か年の受賞件数

	R5	R6	R7
知事賞	9	7	7
優秀賞	21	25	21
奨励賞	35	27	24

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

3. 評価項目の見直し

(2) 「i-Constructionへの取組」の強化推進

ICT活用に加えて、**3次元モデル**を活用した安全管理・施工管理・工事説明等の実施を取り入れることで、i-Constructionのさらなる推進を図る。

評価対象工種は「土工」、「法面工」、「舗装工（路盤工の施工を含む工事）」、「舗装工（修繕工）」、「地盤改良工」、「構造物工」すべてとする。

「i-Constructionへの取組<土工の場合>」

区分 (i-Constructionへの取組)	評価点
ICTの活用なし (加算評価の取組なし)	0
簡易型ICT活用工事	0.5
ICT活用工事	1

(参考) ICT実施要領による5つの活用段階

- ①三次元起工測量
- ②三次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④三次元出来形管理等の施工管理
- ⑤三次元データの納品

「i-Constructionへの取組<土工の場合>」

区分 (i-Constructionへの取組)	評価点
ICTの活用なし (加算評価の取組なし)	0
簡易型ICT活用工事	0.5
ICT活用工事	1
ICT活用工事、さらに3次元モデル活用	1.5

②、④、⑤を必須とし、ICT施工技術を部分的に活用する工事

①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用する工事

「ICT活用工事」に加えて、**安全管理・施工管理・工事説明等**において**3次元モデル**（構造物や地形等の形状を、縦・横・高さの3方向（X・Y・Z）で立体的に表現したデジタルデータ）を活用する工事

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

3. 評価項目の見直し

(3) 「技能者の資格」の追加と細分化

基幹技能者制度に基づく登録基幹技能者が追加されたことに伴い、加対象とする「技能者の資格」を追加する。また、技能士（1級）についても合わせて更新する。

さらに、これまで技能者は元請・下請を問わなかったが、評価を細分化することで、自社で技能者を雇用・育成する企業体制の構築を促進する。なお、評価の細分化はモデル工事（地域の担い手育成型モデル工事）において試行する。

■「技能者資格」の追加

登録基幹技能者の種類	基幹的な役割を担う建設業の種類
土質改良	土木、とび・土工
都市トンネル	土木、とび・土工
潜函	とび・土工
道路等法面保護	とび・土工
斜面防災	土木、とび・土工、さく井
石材施工	石

■「技能者資格」の評価細分化（モデル工事のみ適用）

区分（指定作業における技能者の資格）	評価点
有資格者の従事 なし	0
「技能士（1級）」「その他の技能資格」の有資格者の従事 あり	0.5
「登録基幹技能者」の有資格者の従事 あり	1

区分（指定作業における技能者の資格）	評価点	
有資格者の従事 なし	0	
「技能士（1級）」「その他の技能資格」の有資格者の従事 あり	下請等の技能者	0.3
	自社（元請）の技能者	0.5
「登録基幹技能者」の有資格者の従事 あり	下請等の技能者	0.7
	自社（元請）の技能者	1

【参考】登録基幹技能者制度

建設業法施行規則第18条の3（建設現場において基幹的な役割を担う建設技能労働者の講習資格制度）に基づく制度。

平成20年4月以降に国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、登録基幹技能者として認められ、経営事項審査においても評価の対象となっている。

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

3. 評価項目の見直し

(4) 「主たる営業所の有無」の管外企業の自社施工を評価

『「主たる営業所が管内」で管内企業の下請活用あり1.5点』においては、管内企業の下請活用もしくは請負金額80%以上の「自社施工」を評価していたが、「主たる営業所が管外」においては、「自社施工」を評価の対象としていなかったが、管外企業においても「自社施工」を評価する。

区分（管内企業の下請活用の有無）		評価点	
「主たる営業所」が 発注土木事務所の 管外	管内企業の下請活用 なし	0	「自社施工」を評価しない
	管内企業の下請活用 あり	0.5	
「主たる営業所」が 発注土木事務所の 管内	管内企業の下請活用 なし	1	「自社施工」を評価する
	管内企業の下請活用 あり [※]	1.5	



区分（管内企業の下請活用の有無）		評価点	
「主たる営業所」が 発注土木事務所の 管外	管内企業の下請活用 なし	0	「自社施工」を評価する
	管内企業の下請活用 あり [※]	0.5	
「主たる営業所」が 発注土木事務所の 管内	管内企業の下請活用 なし	1	「自社施工」を評価する
	管内企業の下請活用 あり [※]	1.5	

※管内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行することも可

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

3. 評価項目の見直し

(5) 「若手・女性技術者の配置」の細分化

最大加算点は「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の受賞歴の有無で評価が分かれる項目であるが、令和7年度までに56社107名（うち50名が女性）の受賞実績があり、新たな若手・女性技術者を配置することの障壁とならないよう、一部評価を細分化する。

区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点
「若手技術者または女性技術者」の 配置なし	0
「若手技術者または女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5
「若手技術者または女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7
「優秀な若手技術者または優秀な女性技術者」 ^(※1) を監理技術者等として配置する	1



区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点
「若手技術者・女性技術者」の 配置なし	0
「若手技術者・女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5
「若手技術者・女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7
「受賞歴のある若手技術者・女性技術者 ^{※1} 」を監理技術者等として配置する	0.8
「直近3か年度に受賞歴のある若手技術者・女性技術者 ^{※2} 」を監理技術者等として配置する	1

※1 「受賞歴のある若手技術者・女性技術者」とは「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」または「女性」且つ、「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者。

※2 「直近3か年度に受賞歴のある若手技術者・女性技術者」とは「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」または「女性」且つ、直近3か年度（R6,7,8）における「滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰」の被表彰者。

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

3. 評価項目の見直し

(6) 「週休2日+aの取組」の適用範囲拡大

令和6年度より、ワークライフバランスを促進する目的で週休2日に加えて「国民の祝日」も休むことを評価するモデル工事を実施してきており、県土整備部においては土日完全週休2日工事が定着してきたことから、通常工事へ適用を拡大する。なお、対象は**余裕期間制度を活用する工事**に設定することとし、祝日法第3条第2項、第3項による休日を含む。

区分（週休2日+aの取組）	評価点
週休2日+aに取り組まない	0
週休2日+aに取り組む	2

週休2日+aチャレンジ型モデル工事に適用

区分（週休2日+aの取組）	評価点
週休2日+aに取り組まない	0
週休2日+aに取り組む	0.5

通常の総合評価タイプに適用範囲を拡大

【参考】 国民の祝日

元日	成人の日	建国記念の日	天皇誕生日
春分の日	昭和の日	憲法記念日	みどりの日
こどもの日	海の日	山の日	敬老の日
秋分の日	スポーツの日	文化の日	勤労感謝の日

国民の祝日に関する法律では、年間に計16の日が「国民の祝日」とされています。
第3条

- 「国民の祝日」は、休日とする。
- 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

(参考) 評価項目設定一覧表

R8 総合評価方式の各種タイプにおける評価項目設定一覧表

◎：必須の評価項目1（全工事で共通した内容で設定するもの）
 ○：必須の評価項目2（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）
 △：選択の評価項目（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

評価の視点	番号	評価項目	配点	総合評価タイプ							備考		
				高度技術提案型	WTO標準型	標準型(※5)	簡易型(※5)	特別簡易型I型A	特別簡易型I型B	特別簡易型II型A		特別簡易型II型B	
高度な技術提案	-	【総合コスト】 総合的なコストの削減に関する提案 【性能・機能】 工事的物の性能・機能の向上に関する提案 【社会的要請】 社会的要請への対応に関する提案	工事毎に設定 40～50点	○									
	-	【施工管理】 施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案 【目的物の品質】 工事的物の品質や耐久性向上に関する提案 【施工上の課題】 工事施工において配慮すべき提案	4～8点※ （1項目あたり）	○ 工事毎に個別設定	○ 工事毎に3～4 項目を設定	○ 工事毎に1 項目を設定						※WTO標準型については個別設定する	
企業の施工能力	①	企業の実績	2.0			△	△	◎	◎				
	②	主観点数（工事成績等）	3.0		△(A)	△(B)	◎(B)		◎(B)				
	③	i-Constructionへの取組	1.5		△	△	△	△	△	△			
技術者等の能力	④	配置予定技術者等 C P D	1.0		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	⑤	配置予定技術者等の実績	1.0		◎	◎	◎	◎	◎				
	⑥	配置予定技術者等の従事工事受賞歴	0.5		△	△	△	△				R8表彰の開始	
	⑦	配置予定技術者等の資格	0.5			△	△	△	△	△			
企業の地域性・社会性	⑧	技能者の資格	1.0		△	△	△	△	△	△			
	⑨	防災協定の締結	1.0		△	△		◎					
	⑩	防災協定の締結および重機保有	1.0										
	⑪	建炎防への加入および活動実績	0.5		△	△	◎		◎				
	⑫	県内営業所の有無	3.0		◎	△※		◎※		◎※		※簡易型、特別簡易型は1.5点	
	⑬	主たる営業所の有無	1.5				△		△				
	⑭	除雪作業等（※1）	1.0			△	△		△				
	⑮	県内企業の下請活用（※2）	2.0		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	⑯	現場見学会の開催（※3）	1.0		△	△	△	△	△	△			
	⑰	県産材の使用（※4）	0.5		△	△	△	△	△	△			
	⑱	若手・女性技術者の配置	1.0				◎	◎	◎	◎			
	⑲	若手・女性技術者の配置（チャレンジ）	2.0										
	⑳	週休2日+αの取組	0.5			△	△	△	△	△		※余裕時間制度を活用する工事に適用	
	㉑	建設キャリアアップ®システムの利用	0.5		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	㉒	その他、発注機関による独自設定項目	0.5※					△		△		※設定内容に応じて1.0点とできる	
	㉓	手持ち工事量	2.0										
	㉔	CO2削減への取組	2.0										
	配点合計				40～50	40～50	31.5～43.0	8.5～23.0	11.0～20.0	10.0～15.5	8.0～16.5	7.0～12.0	
	最大加算点合計								10.5～19.5		7.5～16.0		

R8 モデル工事における評価項目設定一覧表

◎：必須の評価項目1（全工事で共通した内容で設定するもの）
 ○：必須の評価項目2（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）
 △：選択の評価項目（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

評価の視点	番号	評価項目	配点	総合評価タイプ		モデル工事				
				特別簡易型I型A	特別簡易型II型A	地域の担い手育成	受注機会促進	CO2削減取組評価	若手・女性技術者チャレンジ	
企業の施工能力	①	企業の実績	2.0	◎						
	②	主観点数（工事成績等）	3.0	◎(B)	◎(B)					
	③	i-Constructionへの取組	1.0	△	△					
技術者等の能力	④	配置予定技術者等 C P D	1.0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	⑤	配置予定技術者等の実績	1.0	◎						
	⑥	配置予定技術者等の表彰の受賞歴	0.5	△						
	⑦	配置予定技術者等の資格	0.5	△	△					
	⑧	技能者の資格	1.0	△	△	△				
企業の地域性・社会性	⑩	防災協定の締結および重機保有	1.0			◎				
	⑪	建炎防への加入および活動実績	0.5	◎	◎	◎				
	⑬	主たる営業所の有無	1.5	△	△	◎				
	⑭	除雪作業等（※1）	1.0	△	△	△				
	⑮	県内企業の下請活用（※2）	2.0	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	⑯	現場見学会の開催（※3）	1.0	△	△	△	△	△	△	△
	⑰	県産材の使用（※4）	0.5	△	△	△	△	△	△	△
	⑱	若手・女性技術者の配置	1.0	◎	◎	◎			◎	
	⑲	若手・女性技術者の配置（チャレンジ）	2.0							◎2.0
	⑳	週休2日+αの取組	0.5	△	△	△	△	△	△	△
	㉑	建設キャリアアップ®システムの利用	0.5	◎	◎	◎			◎	◎
	㉒	その他、発注機関による独自設定項目	0.5※	△	△					
	㉓	手持ち工事量	2.0						◎2.0	
	㉔	CO2削減への取組	2.0							◎2.0
配点合計						7.5～11.5	5.5～7.5	6.5～8.5	5.5～7.5	

※1：「土木一式工事」または「舗装工事」の場合、設定する。
 ※2：県内に特殊工事を下請負できる企業が存在しないことが明らか場合は対象外とする。
 ※3：建設工事の魅力発信に適した工事の場合、設定する。ただし、「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。
 ※4：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。

令和8年度 総合評価ガイドライン等 改定概要

(参考) 配置予定技術者 (若手・女性技術者) の途中交代について

途中交代は原則認めない。ただし、以下3つの要件を満たす場合はこの限りでない。

- 入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足
- 当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置すること※
- 下記に該当する場合で監督職員と協議の上認められたもの
 - 1) 傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
 - 2) 死亡した場合
 - 3) 退職した場合
 - 4) 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
 - 5) 出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
 - 6) 発注者の責により工期延期となる場合

※やむを得ず同等以上の者がいない場合、監督職員と書面協議の上、
最も適切な技術者を配置することで減点対象としない。

【注意】 契約条件に支障が生じる場合や悪質と認められる場合は、
工事成績評定において減点対象または契約違反として取り扱う場合がある。

例示：
・実質的な工期の大部分において交代後の技術者が従事
・予め交代の必要性を認識した上での受注
・虚偽の報告

お問い合わせ先

総合評価ガイドライン掲載先

滋賀県HP

滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > 技術・品質管理 > 総合評価方式について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/324292.html>

お問い合わせ先

県土整備部 技術管理課

電話番号：077-528-4118

FAX番号：077-524-0943

メールアドレス：kdgijutsu@pref.shiga.lg.jp